

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市教育委員会規則第 4 号

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正
する規則

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則（昭和 5 2 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校体育館空調設備の項中「5 5 0 円」を「7 1 0 円」に改め、同表中学校体育館空調設備の項中「7 1 0 円」を「9 2 0 円」に改め、同表中学校柔剣道場空調設備の項中「6 6 0 円」を「8 5 0 円」に改め、同表中学校卓球場空調設備の項中「3 3 0 円」を「4 2 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。